

答申 情第71号

令和4年1月31日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開（全部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

令和3年2月22日付けFNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

## 1 審査会の結論

本件審査請求に係る、相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った令和2年9月3日付け相模原市指令（生衛）第12号による全部公開決定（以下「本件処分」という。）については取り消し、改めて対象公文書を特定し、公開、非公開等の決定を行うべきである。

## 2 審査請求の経緯

- (1) 令和2年8月23日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、以下の内容について公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
  - ・過去3年間の相模原市内の犬の推定飼育数（以下「本件公開請求1」という。）
  - ・予防注射済の数（以下「本件公開請求2」という。）
  - ・なぜ100%できないのか（以下「本件公開請求3」という。）
  - ・別紙犬猫にコロナウィルスが感染しているとのこと市ではどのような対策をしているのか（以下「本件公開請求4」という。）
- (2) 実施機関は、犬への予防注射済の数が記載された「相模原市保健所年報」の該当ページを本件公開請求に係る公文書と特定し、令和2年9月3日付けで、審査請求人に全部公開決定通知書を送付した。
- (3) 令和2年10月30日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行った。
- (4) 審査請求人は審査請求の理由として、本件公開請求2しか決定がされていないとしたため、実施機関は、令和2年12月1日付けで、本件公開請求1、本件公開請求3及び本件公開請求4の3項目について、文書が存在しないため、審査請求人に文書不存在による非公開決定通知書を送付した。
- (5) 実施機関は、令和3年2月22日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

請求した4項目の2番しか回答がない。後の3項目の情報公開を求める。

これらの情報は保健所として常時把握しておかなければならない事項である。

## 4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関と審査請求人の中で、本件公開請求の内容についての認識の違いがあった。審査請求人からは、「4項目のうちあるものだけ出してもらえばよい」と言われたため、実施機関としては公文書が存在するものを公開し、公文書が存在しないものについては決定が不要であると考えた。しかし、審査請求が提出され、「後の3項目の情報公開を求める」とされたため、公文書が存在しないために不存在的な非公開決定を行い、非公開決定通知書を送付した。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件処分の妥当性について

本件公開請求は、全部で4項目の請求内容があったが、実施機関はこの4項目のうち1項目のみについて本件処分を行い、残りの3項目については何ら決定処分を行なわなかった。このため、審査請求人は、残りの3項目の処分が行われていないことについて、審査請求をしたものである。

実施機関は、審査請求をされた後に、改めて、本件公開請求の残りの3項目について、文書が存在しないとして、不存在的による非公開決定を行ったが、この決定は条例で定められた決定期限を過ぎた後の処分であった。

本件処分の段階で、本件公開請求の4項目のうち3項目について何らの決定も行なわなかったことについて、実施機関は、決定処分に係る審査請求人との調整の段階での認識の相違によるものと説明しているが、審査請求人は残りの3項目の決定処分は不要であるとの認識はなく、本来であれば、実施機関は、本件処分とあわせて残りの3項目の決定処分をすべきであったため、本件処分には瑕疵があったものと認められる。

なお、審査請求がされた後に実施機関が行った、残りの3項目についての不存在的による非公開決定は条例上の決定期限を過ぎた後にされており、この非公開決定をもって、本件処分の瑕疵が治癒されるとはいえない。

このことから、本件処分が妥当であるとはいえず、実施機関はこれを取り消すべきである。

### (2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### (3) 結論

以上のことから、当審査会は、本件処分については取り消し、改めて対象公文書を特定し、公開、非公開等の決定を行うべきであると判断する。

## 6 付言

なお、本審査会において判断するのは、本件処分に係る審査請求について

のみであるが、実施機関が行った令和2年12月1日付け相模原市指令（生衛）第27号による公文書非公開（不存在）決定については、その処分の妥当性について疑義があるため、これを撤回し、本件処分を取り消した後の改めての決定と同時に決定し直すことを強く望むものである。

## 7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 2月22日	実施機関からの諮問
11月 9日	審議 実施機関からの意見聴取
12月23日	審議 審査請求人の意見陳述
令和4年 1月31日	審議

第3部会委員 金井 利之  
上代 庸平  
尾崎 隆